

松山市狭あい道路等拡幅整備要綱をここに公布する。

記

松山市狭あい道路等拡幅整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の理解と協力を得て、狭あい道路等の拡幅整備を促進することにより、安全で良好な住環境の確保及び災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路等 法第42条に規定する道路のうち幅員が4メートル(同条第3項に規定する道路については2.7メートル)未満のもの及び法第43条第1項ただし書の適用に際して道路に準じる取扱いを受ける通路で幅員が4メートル未満のものをいう。

(2) 拡幅整備線 次に掲げるものをいう。

ア 後退線 法第42条第2項又は第3項の規定により道路の境界線とみなされる線

イ 拡幅線 法第43条第1項ただし書の適用に際して、法第42条第2項の規定により指定された道路(以下「2項道路」という。)に準じて取り扱われる通路(以下「43条ただし書路線」という。)で、拡幅が予定されている線

ウ 復元線 法第42条第1項第5号の規定により指定された道(以下「位置指定道路」という。)で、指定を受けた道路の幅員が確保されていない場合における特定行政庁が指定していた線

(3) 拡幅整備用地 次に掲げる用地をいう。

ア 後退用地 後退線と2項道路又は法第42条第3項の規定により指定された道路((以下「3項道路」という。)官地等の境界線が2項道路又は3項道路の区域と異なる場合は、官地等の区域。次のイにおいて同じ。)との間に挟まれた土地

イ 拡幅用地 拡幅線と43条ただし書路線との間に挟まれた土地

ウ 復元用地 復元線と現に確保されている道路部分との間に挟まれた土地

(4) 里道 道路法（昭和27年法律第180号）の適用のない法定外公共物である道路をいう。

(5) 建築物等 法第2条第1号に規定する建築物及び敷地を造成するための擁壁をいう。

(6) 障害物 広告塔，花壇，樹木，置石，盛土，路面の切下げその他これらに類するもので，通行の障害となるものをいう。

(7) 建築主等 法第2条第16号に規定する建築主並びに敷地を造成するための擁壁及び障害物の設置工事の発注者又は自ら設置する者をいう。

(8) 整備 拡幅整備用地について，通行上支障がないように整備することをいう。

(9) 管理 拡幅整備用地について，通行上支障がないように管理することをいう。

（関係者の努力）

第3条 市民は，市が実施する狭あい道路等の拡幅整備に関する施策及び近隣で行われる拡幅整備線の確定に協力するよう努めるものとする。

2 狭あい道路等に面する土地並びに当該土地に存する建築物等及び障害物の建築主等，所有者，管理者又は占有者は，狭あい道路等の整備及び管理に努めるものとする。

3 法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）は，この要綱による狭あい道路等の拡幅整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事前協議）

第4条 建築主等は，狭あい道路等に面する土地で，次の各号に該当する工事（建築設備又は工作物を狭あい道路等から離れた場所に設置する場合その他狭あい道路等と無関係の工事を除く。）をしようとする場合は，当該各号に定める日までに，拡幅整備用地の帰属，整備及び管理に関する事前協議を市長に申し出るものとする。

(1) 法第6条（法第6条の2の規定により準用される場合を含む。）に規定する確認の申請（以下「確認申請」という。）が必要な工事（法第87条の2又は法第88条の規定により準用される建築設備又は工作物を含む。次号の計画の通知において同じ。）をする場合 確認申請をしようとする日の14日前

(2) 法第18条に規定する計画の通知（以下「計画通知」という。）が必要な工事をする場合 計画通知をしようとする日の14日前

- 2 建築主等は、前項に規定する工事以外で狭あい道路等に面する土地に建築物等又は障害物の工事をしようとする場合は、当該工事の14日前までに拡幅整備用地の帰属、整備及び管理に関する事前協議を市長に申し出ることができる。
- 3 市長は、前2項に規定する事前協議の申出があった場合は、狭あい道路等の調査をし、事前協議の申出者と拡幅整備用地の帰属、整備及び管理の方針に関する協議をするものとする。この場合において、市長は、事前協議の申出者に第8条第1項に規定する拡幅整備用地を市に寄附することを呼びかけるものとする。
- 4 事前協議の申出者は、事前協議に際して拡幅整備用地内に建築物等及び障害物がある場合は、除却し（樹木の移植等市長がやむを得ないと認めた場合は、市長が認めた期間において除却を猶予することができる。）、拡幅整備線を確定し、その結果を市長に報告することとする。ただし、拡幅整備線の確定に日時を要する場合は、事前協議終了後にその結果を報告することができる。

（拡幅整備線の確定）

第5条 後退線の確定方法は、次の各号に掲げる関係者が協力して基準時（法第42条第2項に規定する「この章の規定が適用されるに至った際」をいう。）における道路の位置を明確にすることによる。

- (1) 建築物等及び障害物の工事をしようとする土地並びにこれに隣接する土地の所有者
- (2) 前号に規定する土地に対面する土地の所有者
- (3) 特定行政庁
- (4) 基準時における、建築物の立並び及び道の幅員を明確にするための協力者

2 拡幅線の確定方法は、次の各号に掲げる関係者が協力して拡幅前の通路の位置を明確にすることによる。

- (1) 建築物等及び障害物の工事をしようとする土地並びにこれに隣接する土地の所有者
- (2) 前号に規定する土地に対面する土地の所有者
- (3) 拡幅前の通路の位置を明確にするための協力者

3 復元線の確定方法は、次の各号に掲げる関係者が協力して指定を受けた道路の位置を明確にすることによる。

- (1) 位置指定道路の所有者又は管理者
- (2) 位置指定道路の沿線にある土地の所有者
- (3) 特定行政庁

(4) 位置指定を受けた道路の位置を明確にするための協力者

4 前条第1項又は第2項の規定による事前協議の申出者は、前各項の規定による拡幅整備線が確定した場合は、その結果を示す図面等を作成し、市長に報告するものとする。

(拡幅整備線の表示)

第6条 第4条第1項に基づく事前協議の申出者は、次の各号に定める日までに、拡幅整備線を表示し、市長にその旨を届け出るものとする。

(1) 法第7条(法第7条の2により準用される場合を含む。)に規定する完了検査(法第87条の2又は第88条の規定により準用される建築設備又は工作物を含む。)を申請する場合 当該申請をしようとする日の4日前

(2) 計画通知に係る工事が完了した旨の通知をする場合 当該通知をしようとする日の4日前

2 第4条第2項に基づく事前協議の申出者は、拡幅整備線の表示が終了した場合は、市長にその旨を届け出るものとする。

3 市長は、前2項に規定する届出を受理した場合は現地を確認し、拡幅整備線が正確に表示されていると認めるときは、拡幅整備済みの標章(以下「標章」という。)を現地に設置する。

(確認申請等の審査及び検査)

第7条 建築主等は、第4条第4項に規定する事前協議が終了した後で同条第1項に規定する工事に係る確認申請又は計画通知をするものとする。

2 建築主事が前項に規定する確認申請又は計画通知に係る計画の審査をする場合及び指定確認検査機関が前項に規定する確認申請に係る計画の審査をする場合は、前項に規定する事前協議に関する内容と確認申請書又は計画通知書の内容が一致していることを確認する。

3 建築主等は、第1項に規定する工事の完了検査の申請書に標章の設置を証する写真等を添付するものとする。

4 建築主事又は指定確認検査機関は、第1項に規定する工事の完了検査をする場合は、標章と確認申請書又は計画通知書の内容が一致していることを確認する。

(拡幅整備用地等の確保)

第8条 市長は、建築物の確認申請が必要な工事に伴って生じる市道及び里道に接する拡幅整備用地を、寄附を受けることによって確保するよう努めるものとする。

- 2 市長は、市道(市道に編入する見込みがある里道を含む。)に面するすみ切り用地で市道認定基準に適合するものを、買収によって確保するよう努めるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する拡幅整備用地について、土地所有者が寄附をする意思があるにもかかわらず当該土地の登記が明確でない等のため寄附採納が困難な場合は、無償使用の承諾を受けることによって確保するよう努めるものとする。
- 4 前項に規定する無償使用の承諾をしている者が、当該用地を他の者に譲渡する場合は、被譲渡人に無償使用の内容を説明するものとする。
- 5 市長は、第1項に規定する拡幅整備用地の寄附を受ける場合は、所有権移転に必要な調査、測量及び登記等を実施するよう努めるものとする。

(拡幅整備用地等の整備及び管理)

第9条 市長は、前条に規定する拡幅整備用地を寄附若しくは無償使用の承諾によって確保した場合又はすみ切り用地を買収によって確保した場合は、舗装等の路面整備を計画的に実施し、管理するものとする。

- 2 前項に規定する拡幅整備用地以外の拡幅整備用地については、当該拡幅整備用地の所有者又は管理者が整備し、管理するものとする。

(勧告)

第10条 市長は、次の各号に規定する者がこの要綱に定める事項を遵守しないときは、これらの者に対してこの要綱に定める事項を遵守するよう勧告することができる。

- (1) 狭あい道路等に面する土地及び当該土地に存する建築物等又は障害物の建築主等、所有者、管理者若しくは占有者
- (2) 前号に規定する建築物等又は障害物の工事の設計者、工事監理者又は施工者
- (3) 指定確認検査機関

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に工事中の建築物等及び障害物又は第4条第1項に規定する確認申請若しくは計画通知を受理している工事については、この要綱は適用しない。